

市第 161 号議案

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例の一部改正

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（
平成 4 年 9 月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第38条の 2 中「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に改める。

第38条の 6 中「第 9 条の 3 第 7 項」を「第 9 条の 3 第 8 項」に改
める。

第47条の 4 中「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1
項」に改め、「するもの」の次に「、法第15条の 3 の 3 第 1 項の規
定により産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの（
以下この条において「熱回収施設」という。）の認定を受けようと
する者、同条第 2 項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けよ
うとする者」を加え、同条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号
とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 熱回収施設認定申請手数料

1 件につき 33,000円

(5) 熱回収施設認定更新申請手数料

1 件につき 20,000円

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、熱回収施設の認定申請手数料等を徴収する等のため、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（対象施設の種類）

第 38 条の 2 法第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項
同条第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第 1 項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、政令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

（環境影響評価との関係）

第 38 条の 6 対象施設の設置又は変更（法第 9 条の 3 第 8 項
第 9 条の 3 第 7 項の規定による届出を要する場合に限る。）に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前 3 条に定める手続を経たものとみなす。

（第 1 号及び第 2 号省略）

（産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等）

第 47 条の 4 法第 15 条第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第 15 条の 2 の 6 第 1 項
第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の許可に係る法第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、~~法~~
第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設であって

熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）の認定を受けようとする者、同条第 2 項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者、法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 5 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 6 第 1 項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 熱回収施設認定申請手数料

1 件につき 33,000 円

(5) 熱回収施設認定更新申請手数料

1 件につき 20,000 円

(6) (本文省略)
(4)

(7) (本文省略)
(5)